

同協定では、科学的に正当な理由がある場合又は適切なリスク評価を行った場合には、国際基準よりも高い水準の検疫措置を導入することができるとしている。また、関連する科学的根拠が不十分な場合には暫定的に検疫措置を採用することができるとしているが、この場合は、客観的なリスク評価のために必要な情報を得るよう努め、また、適当な期間内に当該検疫措置を再検討すること（第3条、第5条）とされている。

## (2) O I Eの定める基準

B S Eに関する国際基準は陸生動物衛生規約に定められている。

この規約で、B S Eに関するリスク評価の手法が定められており、侵入リスク、曝露リスク、監視体制に関する項目を総合的に評価するとともに、その結果特定されたリスクへの適切な対処状況や、サーベイランス、フィードバン等の実施状況により、B S Eの浸潤状況を5段階に分類している。また、輸出国のB S Eの浸潤状況の段階に応じて牛肉等の衛生上の輸入条件が定められている。

これまで欧州食品安全庁は、このO I Eの規約に挙げられているリスク評価要因を考慮しつつ、各国のB S Eのリスクを定性的に評価している。

なお、O I Eでは現在、骨なし牛肉をいかなる輸入条件も要求すべきでない品目に追加すること等を内容とするB S Eに関する国際基準の見直し作業を行っているところであり、本年5月のO I E定例総会において議論されているところである。

## 3 カナダのB S E対策の概要

### (1) 肉牛産業の概要

カナダには1千5百万頭、日本の約3倍の牛が飼養されている。このうち、肉用牛が800万頭、乳用牛が160万頭、子牛等が500万頭である。

肉用牛の飼養形態は様々であるが、一般的には発育段階に沿って繁殖、育成、肥育の3段階に分かれる。繁殖農家では一般的に周年放牧で、自然交配により出産した子牛が5～9ヶ月間飼養される。

離乳した子牛は、大半がフィードロット（穀物肥育農場）で、育成過程を経て肥育されるか、あるいは直ちに肥育された後にと畜場に出荷される。その他の離乳した子牛は育成農場で飼育された後、フィードロットで肥育され、と畜場に出荷される。

育成段階では粗飼料主体、肥育段階では穀物主体で飼養される。と畜される月齢は12～24ヶ月齢程度となっている。

年間と畜頭数は430万頭で日本の約3倍であり、年間約百万ト

ンの牛肉（部分肉ベース）が生産されている<sup>(15, 18, 19)</sup>。

## (2) 輸入規制

1988年、米国以外の国からの肉骨粉の輸入を禁止し、1990年、英国、アイルランドからの牛の輸入を停止した。1991年にはBSE発生国からの牛肉の輸入を禁止しており、現在は、BSE清浄国と認める国以外からの牛及び牛肉の輸入を禁止している。なお、本年3月29日付けで、30ヶ月齢未満でと畜される米国からの生体牛の輸入を解禁する規則が施行されている<sup>(21, 22)</sup>。

1980年以降、BSEリスクのある国から輸入された生体牛は、英国から200頭程度、他の欧州等からは300頭程度となっている。また、反すう動物の肉骨粉の輸入実績はない<sup>(23)</sup>。

米国からは生体牛が年間4万頭～35万頭程度、肉骨粉が年間5千トン～33万トン程度輸入されている（2003年まで）<sup>(24)</sup>。

## (3) 飼料規制<sup>(24, 24, 26, 26)</sup>

現行の飼料規制は、1997年8月に発効したHealth of Animals Regulations PART XIVによって行われている。飼料規制の内容としては、一部のたん白質を除きほ乳動物由来たん白質を反すう動物の飼料原料に使用することの禁止及びその旨の表示の義務付け並びに給餌及び飼料製造の記録の保存を義務付けるものとなっている。

これら飼料規制の遵守状況については、カナダ食品検査庁（CFIA）の検査官が検査プログラムに基づき検査を実施している。

また、2005年1月にカナダで2例のBSE感染牛が確認されたことを受け、カナダ政府は1997年から実施してきたカナダの飼料規制の実効性について前述のCFIAの検査結果等を基に検証を実施し、9割以上の飼料工場及びレンダリング工場において規制が概ね遵守されていると公表している。

なお、カナダの牛を交差汚染によるBSE感染から防御するため、2004年12月には、ペットフードを含め、肥飼料からのSRMの排除を求めること等について、パブリックコメントを実施した。

飼料・レンダリング産業については、畜種別に施設の専用化等が進んでおり、配合飼料については自家配合農家等による畜種別の生産が多い<sup>(27)</sup>。

## (4) 報告義務及びサーベイランス<sup>(10, 29)</sup>

1990年以降BSEについて届出が義務付けられ、飼養者は獣医官に通報することとされた<sup>(28)</sup>。

サーベイランスについては、1992年から実施している<sup>(29)</sup>。

1993年、英国からの輸入牛で感染が確認されたが、食用や飼

料用に使用されることなく処分された。この際、英国からの輸入牛全頭を処分し、BSE検査を実施したが全て陰性であった<sup>(10)</sup>。

その後9年間、BSEの陽性事例は見られなかったが、2003年5月、アルバータ州のと畜場で同年1月にと畜された牛で感染が確認された。本年1月には新たに2頭の感染牛が確認されている。

BSE感染牛の確認を受け、それまで数千頭規模であった検査対象頭数を拡大し、2004年は2万4千頭、本年以降は年間3万頭以上を検査対象にすることとしている<sup>(11)</sup>。

#### (5) と畜場及び食肉処理施設における対策<sup>(12)</sup>

と畜場及び食肉処理施設におけるBSE対策(2003年7月18日発表)については、すべての月齢の牛について小腸を除去し、30ヶ月齢以上の牛について頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、せき柱、せき髄及び背根神経節の除去を内容とする規則が2003年8月23日に施行(連邦政府登録施設は2003年7月24日)されている。

また、BSE検査中の牛は検査結果が確認されるまで保留される<sup>(13)</sup>。

#### (6) 個体識別プログラム<sup>(14) (15) (16) (17) (18)</sup>

2001年1月より家畜の疾病と食品安全問題の原因究明を目的とした牛個体識別プログラムが実施され、2002年7月1日から当該プログラムへの加入が義務化されている。

出生年月日の登録は義務付けられていないが、2005年1月から生産者が任意で入力できることとなっている。

### 4 カナダのリスク評価等

カナダにおけるBSEのリスクは、カナダ国内ではCFIAがリスク評価を行っている(2002年)<sup>(19)</sup>ほか、カナダ以外では欧州食品安全庁や米国農務省が評価を行っている(2004年)<sup>(20) (21)</sup>。

また、カナダ国内でBSEが確認されたことを受け、国際的な専門家グループがカナダ政府が講じているBSE対策について調査を行い、SRMの除去、サーベイランスや飼料規制の強化等を勧告する内容の報告書を2003年6月に公表した<sup>(22)</sup>。

(以上)

## 参考資料 (カナダ関連)

- 牛肉貿易に関する国際基準と BSE リスク評価
- 1 【衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (AGREEMENT ON THE APPLICATION OF SANITARY AND PHYTOSANITARY MEASURES)】 (世界貿易機関 (WTO) における動植物検疫措置について規定した多国間協定：抜粋)
- 2 【OIE Terrestrial Animal Health Code (2004) GENERAL PROVISIONS SECTION 1.3. RISK ANALYSIS】 (国際獣疫事務局 (OIE) のリスク評価に関する規約)
- 3 【OIE Terrestrial Animal Health Code (2004) CHAPTER 2.3.13. Bovine spongiform encephalopathy】 (OIE の BSE に関する規約)
- 4 【OIE Terrestrial Animal Health Code (2004) APPENDIX 3.8.5. Factors to consider in conducting the bovine spongiform encephalopathy risk assessment recommended in chapter 2.3.13.】 (OIE の BSE に関する規約のリスク評価における考慮すべき要因)
- 5 【Final Opinion of the SCIENTIFIC STEERING COMMITTEE on the Geographical Risk of Bovine Spongiform Encephalopathy (GBR) (Adopted on 6/July/2000)】 (欧州科学運営委員会 (SSC) による BSE リスク評価手法の最終意見)
- 6 【Update of the Opinion of the SCIENTIFIC STEERING COMMITTEE on the Geographical Risk of Bovine Spongiform Encephalopathy (GBR) (adopted on 11 January 2002)】 (SSC による BSE リスク評価手法の最終意見の改正)
- 7 【REGULATION (EC) No 999/2001 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 May 2001】 (欧州連合における TSE 対策全般に関する規則)
- カナダの BSE 対策の概要
- 8 【カナダでの BSE 発生に伴う海外調査について】 (農林水産省ホームページ：平成 15 年 7 月に我が国が実施したカナダの BSE に係る事実関係及び BSE 対策についての調査報告)
- 9 【日・カナダ BSE 実務担当者会合の概要について】 (農林水産省ホームページ：牛肉の貿易再開に係る日加両国の実務担当者による会合の概要)
- 10 【REPORT ON ACTIONS TAKEN BY CANADA IN RESPONSE TO THE CONFIRMATION OF AN INDIGENOUS CASE OF BSE (2003.6.26)】 (国際調査団によるカナダの BSE 対策に関する調査報告書)
- 11 【SUMMARY OF THE REPORT OF THE INVESTIGATION OF BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE) IN ALBERTA, CANADA (2003.7.2)】 (カナダ食品検査庁ホームページ：カナダ国内発生 1 例目の概要)
- 12 【INVESTIGATION OF THE SECOND CASE OF BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE) IN CANADA】 (カナダ食品検査庁ホームページ：カナダ国内発生 2 例目の概要)
- 13 【REPORT OF THE INVESTIGATION OF THE THIRD CASE OF BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE) IN ALBERTA, CANADA】 (カナダ食品検査庁ホームページ：カナダ国内発生 3 例目の概要)
- 14 【カナダの BSE 対策】 (カナダからの提出資料等：カナダの BSE 対策の概要)  
肉牛産業の概要
- 15 【United States and Canadian Cattle (Agricultural Statistics Board NASS USDA)】 (米国農務省の統計資料)
- 16 【カナダの牛のと畜頭数】
- 17 【畜産統計調査 (平成 16 年 2 月 1 日現在) 農林水産統計】 (農林水産省大臣官房統計部の資料)

- 18 【平成16年畜産物流通統計】(農林水産省大臣官房統計部の資料)
- 19 【CANADIAN BEEF CATTLE INDUSTRY OVERVIEW】(カナダ牛肉輸出連盟：カナダの肉牛産業の概要)
- 20 【Methods of Animal Husbandry】(カナダからの提出資料：家畜の飼養に関する概要)
- 輸入規制
- 21 【Import Quarantine System】(カナダからの提出資料：畜産物の輸入規制に関する概要)
- 22 【CERTAIN RUMINANTS AND THEIR PRODUCTS IMPORTATION PROHIBITION REGULATIONS】(反すう動物及び反すう動物製品の輸入規制に関する規則)
- 飼料規制
- 23 【Canada's Feed Ban Regulations(1997.8.8)】(カナダがゼットパートII Vol131 抜粋：飼料規制に関する規則)
- 24 【Feed Ban Review(2005.3.2)】(飼料規制の遵守状況等についての評価)
- 25 【New Regulations Proposed For BSE-Related Feed Controls(2004.12.10)】(飼料規制の強化についてのパブリックコメントの募集)
- 26 【Backgrounder on New Regulations Proposed For BSE-Related Feed Controls(2004.12.10)】(資料25の飼料規制強化の提示案の背景)
- 27 【米国及びカナダにおけるBSE対策に関する現地調査について(報告)】(農林水産省ホームページ：米国及びカナダにおけるBSE対策の現地調査概要)
- サーベイランス
- 28 【NATIONAL BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE) SURVEILLANCE PROGRAM (2005.3 CFIA)】(カナダ食品検査庁提供資料：カナダのBSEサーベイランスプログラム)
- 29 【Surveillance】(カナダからの提出資料：サーベイランスの体制、実績)
- と畜場及び食肉処理施設における対策
- 30 【Removal of Specified Risk Materials (SRM) from Cattle Slaughtered in Establishments Inspected Under the Meat Inspection Regulations, 1990】(と畜場及び食肉処理施設におけるSRM除去に関する規則)
- カナダのリスク評価等
- 31 【EFSA Scientific Report of the European Food Safety Authority on the Assessment of the Geographical BSE-Risk (GBR) of CANADA】(欧州食品安全庁が行ったカナダのBSEリスク評価)
- 32 【Analysis of Risk Update for the Final Rule: Bovine Spongiform Encephalopathy; Minimal Risk Regions and Importation of Commodities (2004.12 APHIS)】(米国農務省が行ったカナダをBSE最小リスク国として認定する際に実施したリスク評価)
- 33 【Risk Assessment on Bovine Spongiform Encephalopathy in Cattle in Canada(2002.12 CFIA)】(カナダ食品検査庁が行ったカナダのBSEリスク評価)
- 個体識別制度
- 34 【Age Verification】(カナダ食品検査庁提供資料：牛の月齢証明方法の概要)
- 35 【Canadian Cattle Identification Agency】(カナダ食品検査庁提供資料：カナダの牛個体識別庁(CCIA)に関する概要)
- 36 【Agri-Tracabilite Quebec(ATQ)】(カナダ食品検査庁提供資料：トレーサビリティに関するケベック州の非営利団体Agri-Tracabilite Quebecについての概要)
- 37 【Audit protocol to verify the accuracy of birth date information in the CCIA and ATQ】(CCIA及びATQの出生月日の情報の正確性を認証するための監査プロトコール)
- 38 【Canada's Health of Animal Regulations】(カナダの家畜衛生規則のうち、個体識別部分)

